

事 務 連 絡
平成 2 7 年 3 月 2 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事に係る規定の改正について（お知らせ）

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠であることから、次のとおり入札制度改革を行うこととしましたのでお知らせします。

記

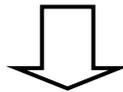
1. 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の改正

(1) 改正内容

最低制限価格基準率の算定方法の変更

変更前

$$\left(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3 \right) \div \text{工事価格（小数点第3位以下を切り捨てた率）}$$



変更後

$$\left(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \right) \div \text{工事価格（小数点第3位以下を切り捨てた率）}$$

(2) 施行年月日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用。

2. 赤磐市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱の改正

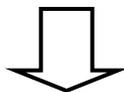
(1) 改正内容

審査基準価格の変更

変更前

(1) 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額



変更後

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 施行年月日

平成27年4月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用。

3. 工事請負契約書の様式の改正について

赤磐市工事請負契約約款の第10条第3項、第27条及び第28条を改正しました。

(1) 改正内容

・第10条第3項について

現場代理人は、赤磐市工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場ごとに常駐することを義務付けておりますが、一定の要件を満たす場合に、この常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとしました。

詳細については、平成27年3月2日付の通知「**現場代理人の常駐緩和(兼務)措置について**」及び「**建設工事と技術者の配置について**」を確認してください。

・第27条及び第28条について

平成26年7月1日付、「赤磐市建設工事の施工に伴う第三者損害に係る補償要綱」の施行に伴い改正しました。

(2) 施行年月日

平成27年4月1日